

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項及び愛媛県後期高齢者医療広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第15号）第2条第1項の規定により、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの愛媛県後期高齢者医療広域連合の財政事情を、次のとおり公表します。

平成20年7月22日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 中村 時広

# 平成19年度 財政事情の公表

愛媛県後期高齢者医療広域連合

## 1 財政の動向及び財政方針

本広域連合は、75歳以上の高齢者を対象に平成20年4月1日から始まった後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営を図るための組織であり、愛媛県内の全市町で構成された特別地方公共団体です。

平成19年度は、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の開始準備に係る事務として、広域連合議会の開催、県内20市町と広域連合とを結ぶ情報ネットワークのための電算処理システムの構築、保険料の算定及び後期高齢者医療制度の広報啓発等を行いました。

これらの財源は、国からの高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金や広域連合を構成する市町からの負担金が主なものであり、平成19年11月策定の広域連合広域計画に基づき、各市町との連携を図りながら計画的かつ効率的な組織運営に努めます。

また、平成20年度は後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の本格施行に伴い、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確化し、負担能力に応じて被保険者一人ひとりに公平に保険料を負担していただき、これまでと変わらない医療を受けていただくとともに、健康診査を実施するなど、引き続き高齢者が安心して医療を受けられ、健康に生活ができるための制度運営に努めます。

## 2 歳入歳出予算の執行の概況

平成19年度一般会計の歳入予算の収入状況及び歳出予算の執行状況は、次のとおりです。

### (1) 歳 入

(単位：千円)

款	予算額 A	決算額 B	収入比率 B/A	説 明
1 分担金及び負担金	319,568	319,568	100.0%	共通経費負担金
2 国庫支出金	542,206	542,126	100.0%	高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金他
3 繰越金	1,651	1,651	100.0%	前年度繰越金
4 諸収入	2	647	32,350.0%	預金利子
5 繰入金	4,708	2,548	54.1%	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金
合 計	868,135	866,540	99.8%	

### (2) 歳 出

(単位：千円)

款	予算額 A	決算額 B	執行率 B/A	説 明
1 議会費	1,153	422	36.6%	広域連合議会開催に係る経費
2 総務費	865,982	835,769	96.5%	広域連合の運営に係る経費及び基金積立金
3 予備費	1,000	0	0.0%	
合 計	868,135	836,191	96.3%	

### 3 住民の負担の概況

平成19年度については、医療給付等に係る事業が開始されていないため、住民からの直接の負担はありませんでした。

### 4 財産及び一時借入金の現在高

#### (1) 財産の現在高（平成20年3月31日現在）

区 分	現 在 高
公有財産	な し
物品（重要物品）	3 件
債 権	な し
基 金	521,122,482 円

#### (2) 一時借入金の現在高

平成20年3月31日現在で、一時借入金の借り入れはありません。

### 5 特別会計の設置状況

平成20年3月31日現在で、特別会計の設置はありません。

なお、後期高齢者医療制度の開始にあたり、平成20年4月1日に特別会計を設置しました。